

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 国ほか1名

求釈明申立書に対する回答書

令和5年9月5日

東京地方裁判所民事第3部 御中

被告国訴訟代理人 熊谷明彦

被告国指定代理人 鈴木和孝

野村昌也

寺田太郎

伊東真依

田原慎士

西村常樹

吉村征紘

濱崎貴弘

古賀竜之介

荒木真希子

米加田貴志

杉山勇二

平野大輔

鶴	園	孝	夫
大	浅田		薰
長	江		博
高	橋		潤
平	林	昌	樹
但	野	悟	司
高	橋		毅
宮	本	佳	明
大	城	朝	久
仲	村	淳	一
後	藤	堯	人
藤	田	悟	郎
井	藤	志	暢
野	澤		峻
渡	辺	瑞	穂
吉	田	匡	志
田	上	雅	彦
小	林	源	裕
山	本	千	尋
村	田	太	一
鈴	木	隆	之

假 谷 成
吉 田 彩 乃
渡 邊 桂
澤 田 智 宏
内 藤 浩 行
世良田 鎮



被告国は、原告の2023年（令和5年）2月21日付け「求釈明申立書（立地審査指針及び原子力災害対策指針について）」（以下、本書面において単に「求釈明申立書」という。）に記載された求釈明事項に対し、必要と認める範囲で回答する。

なお、略語等は、本書面において新たに定めるもののほか、従前の例による（本書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。）。

第1 立地審査指針について

1 「第4層（シビアアクシデント対策）が機能しない場合」について

(1) 原告の求釈明事項

被告国は、被告国の令和元年7月17日付け第17準備書面（以下「被告国第17準備書面」という。）第4（19ないし34ページ）において、設置許可基準規則における重大事故等対策は、立地審査指針における「重大事故」及び「仮想事故」に対する対策と比較して、より厳しい条件を設定した上でそれに対する安全対策を求めていること及び現行法下においては重大事故等対策が原子炉等規制法の要求事項となることなどにより、深層防護の観点からすると立地審査指針を維持する必要がないことを主張した。

これに対し、原告は、「被告国は、格納容器破損防止対策が有効である、すなわち深層防護の第4層が機能する場合の主張しかしていない。しかし、深層防護の考え方及び立地審査指針の目的からすれば、第4層が機能しない場合、つまり原発事故によって放射性物質が放出された場合に住民らが無用な被ばくをせずに避難することができる体制（第5層）を確保することが法律上要求されている。」（求釈明申立書4及び5ページ）とした上で、被告国に対し、以下の各事項に対する釈明を求めている。

ア シビアアクシデント対策（深層防護の第4層）が機能しない場合を想定しているか。

イ 上記アの回答がシビアアクシデント対策（深層防護の第4層）が機能しない場合を想定しているというものである場合、どのくらいの規模の原発事故を想定しているのか。

具体的には、どの核種（①核種）の放射性物質が、それぞれどのくらいの量放出され（②核種ごとの放出量）、それら放射性物質がそれぞれどこまでどのように拡散すると想定しているのか（③核種ごとの放出距離、放出の態様）。

(2) 被告国の回答

被告国第12準備書面第1の3（7ページ）のとおり、設置許可基準規則は、深層防護の考え方を踏まえ、設計基準対象施設（同規則第2章）と重大事故等対処施設（同規則第3章）を明確に区別している。これをIAEA安全基準との関係でおおむね整理すれば、同規則第2章には「設計基準対象施設」として第1から第3の防護レベルに相当する事項を、同規則第3章には「重大事故等対処施設」として主に第4の防護レベルに相当する事項をそれぞれ規定している（乙A第41号証69ページ、乙A第240号証66ページ）。

そこで、原告のいう「シビアアクシデント対策（深層防護の第4層）が機能しない場合」とは、同規則第3章に規定する「重大事故等対処施設」が機能しない場合と理解した上で、以下のとおり回答する。

ア 前記(1)アの求釈明事項に対する回答

設置許可基準規則は、重大事故等対策の基本的な考え方として、発生した事故が重大事故に至るおそれのある段階においては、炉心の著しい損傷を防止するための対策（炉心損傷防止対策）等を要求し、必要な設備及び手順等を整備することを求めるとともに、さらに事故が進展し、炉心の著しい損傷が発生して重大事故に至った段階においては、原子炉格納容器の破損及びT場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するための対

策（原子炉格納容器破損防止対策）を要求し、必要な設備及び手順等を整備することを求めている。このように、設置許可基準規則は、重大事故等の発生及び拡大を防止するために、炉心損傷防止対策、原子炉格納容器破損防止対策等の必要な措置を講じなければならないとし、これらの対策については、設置（変更）許可申請者において、有意な頻度又は影響をもたらす事故シーケンスグループや格納容器破損モードを特定し、それらに対して対策の成功基準（燃料被覆管の温度や原子炉格納容器の圧力、放射性物質の放出量等）を設定した上で、当該対策が、それらの基準をおおむね満足することを確認することで、その有効性を評価することを求めている

（以上につき、設置許可基準規則37条1項及び2項、設置許可基準規則の解釈37条、乙A第240号証136及び138ページ）。そして、この有効性評価に当たっては、設置許可基準規則の解釈37条2-3(c)の「放射性物質による環境への汚染の視点も含め、環境への影響をできるだけ小さくとどめるものであること」を確認するため、想定する格納容器破損モードに対して、セシウム137が放出量が100テラベクレルを下回っていることを確認することとされている（乙A第50号証14ページ）。

さらに、設置許可基準規則においては、福島第一発電所事故時に現実に放射性物質が放出された事実及び深層防護の観点を踏まえ、前記の対策を講じてもなお想定し難い事情によりこれらの対策が有効に機能せず、原子炉格納容器が破損し、前記基準を超える放射性物質が大気中に放出されるような段階まで事故が進展した場合も想定し、そのような場合においても、工場等外への影響を可能な限り緩和するため、放射性物質の拡散を抑制する対策（放射性物質拡散抑制対策）を要求しており（同規則55条等。乙A第240号証137ページ）、同規則37条において要求している重大

事故等対処施設が機能しない場合をも想定している^{*1}。

イ 前記(1)イの求釈明事項に対する回答

原子炉格納容器が破損するような段階にまで事故が進展した場合には、原子炉格納容器等の破損状況や、放出される放射性物質の核種、化学形態、量及び放出経路など、事故の態様に係る不確かさが非常に大きくなることから、最新の技術的知見に基づいても、あらかじめ全ての想定を行うことは実質的に不可能であり、事故の態様を事前に特定することは困難である(乙A第240号証137ページ)。

したがって、原告が釈明を求めている、どの核種(①核種)の放射性物質が、それぞれどのくらいの量放出され(②核種ごとの放出量)、それら放射性物質がそれぞれどこまでどのように拡散するのか(③核種ごとの放出距離、放出の態様)について想定することはしていない。

2 「重大事故、仮想事故」について

(1) 原告の求釈明事項

被告国は、被告国第17準備書面第4の2(20ないし22ページ)において、設置許可基準規則における重大事故等対策は、立地審査指針における「重大事故」及び「仮想事故」に対する立地評価と比較し、最新の科学的知見を踏まえて、より厳しい条件を設定した上で、それに対する安全対策を要求していることを主張した。

これに対し、原告は、被告国の主張において比較したと思われる事故として、

*1 なお、深層防護の考え方における、第1から第4までの防護階層に関する事項は、原子炉等規制法に基づく原子力事業者等に対する規制により担保されている一方、第5の防護階層に関する事項は、我が国の法制度上、主に、国、地方公共団体及び原子力事業者等が災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づくそれぞれの責務を果たすことにより担保することとされている。

㉞ 立地審査指針における重大事故及び仮想事故（福島第一発電所事故前に考えていた重大事故・仮想事故）における原発敷地外への放射性物質放出量

㉟ 福島第一発電所事故を踏まえて立地審査として本来考えるべき重大事故・仮想事故における原発敷地外への放射性物質放出量

㊱ 設置許可基準規則における重大事故等対策を施した場合における原発敷地外への放射性物質放出量

を挙げた上で、「被告国の主張は、何と何をどのように比較して立地審査指針を維持する必要が無いというのか不明である。」として、被告国に対し、以下の各事項に対する釈明を求めている（求釈明申立書6ないし8ページ）。

ア 被告国の主張は、㉞と㊱を比較して「より厳しい条件を設定」したという趣旨なのか。

被告国の主張は、㉟と㊱についても比較して「より厳しい条件を設定」したという趣旨なのか。

イ 仮に被告国の主張が㉟と㊱についても比較したという場合に、被告国は、㉟の事故として、立地審査指針における重大事故、仮想事故について、それぞれ、どのくらいの規模の原発事故を想定しているのか。

具体的には、どの核種（㉠核種）の放射性物質が、それぞれどのくらいの量放出され（㉡核種ごとの放出量）、それら放射性物質がそれぞれどこまでどのように拡散すると想定しているのか（㉢核種ごとの放出距離、放出の態様）。

ウ これと対比して、被告国は、㊱設置許可基準規則における重大事故等対策を施した場合のうち、放射性物質が外部に放出するような事故（設置許可基準規則55条）について、どのくらいの規模の原発事故を想定しているのか。

具体的には、どの核種（㉠核種）の放射性物質が、それぞれどのくらいの

の量放出され(②核種ごとの放出量)、それら放射性物質がそれぞれどこまでどのように拡散すると想定しているのか(③核種ごとの放出距離、放出の態様)。

(2) 被告国の回答

ア 前記(1)ア及びイの各求釈明事項に対する回答

被告国が、設置許可基準規則における重大事故等対策が立地審査指針における「重大事故」及び「仮想事故」に対する立地評価と比較してより厳しい条件を設定したと主張したのは、設置許可基準規則における重大事故等対策では、最新の科学的知見を踏まえた確率論的リスク評価の手法を用いて、具体的な事故の進展を検討し、事故対策の有効性を評価することとなっているという点で、想定する事故シナリオの条件設定に関する厳しさの観点から述べたものである(被告国第17準備書面第4の2・20ないし22ページ)。設置許可基準規則では、例えば、ECCS(非常用炉心冷却設備)の機能が喪失する事故を想定する場合、必要に応じて全交流動力電源の喪失等の事故も同時に発生すると仮定し、一度機能喪失した機器等は、機能復旧を認めないなど、厳しい条件を設定した上で、事故対策の有効性を評価することになっている等、設置許可基準規則と立地審査指針は、同じ「重大事故」という用語を使用しているものの、50年以上前に策定された立地審査指針で想定することとされていた「重大事故」と「仮想事故」よりも、技術的には、設置許可基準規則における「重大事故」の方が、最新の科学的知見を踏まえ、事故の条件として具体化され、大幅に厳しい状態における対策を要求している(乙A第240号証396ないし398ページ)。

このように、被告国の前記主張は、原告が釈明を求めている放射性物質の放出量等に着目したものではない。

したがって、原告のいう㊸ないし㊹について、どの核種(①核種)の放

放射性物質が、それぞれどのくらいの量放出され（②核種ごとの放出量）、それら放射性物質がそれぞれどこまでどのように拡散するのか（③核種ごとの放出距離、放出の態様）について比較はしていない。

イ 前記(1)ウの求釈明事項に対する回答

前記1(2)イのとおり、原子炉格納容器が破損するような段階にまで事故が進展した場合には、原子炉格納容器等の破損状況や、放出される放射性物質の核種、化学形態、量及び放出経路など、事故の態様に係る不確かさが非常に大きくなることから、最新の技術的知見に基づいても、あらかじめ全ての事象を想定することは実質的に不可能であり、事故の態様を事前に特定することは困難である。

したがって、原告が釈明を求めている、どの核種（①核種）の放射性物質が、それぞれどのくらいの量放出され（②核種ごとの放出量）、それら放射性物質がそれぞれどこまでどのように拡散するのか（③核種ごとの放出距離、放出の態様）について想定はしていない。

なお、原告が挙げる設置許可基準規則55条は、前記1(2)アのとおり、有効性が評価された炉心損傷防止対策及び原子炉格納容器破損防止対策を講じてもなお想定し難い事情によりこれらの対策が有効に機能せず、原子炉格納容器が破損し、放射性物質が大気中に放出されるような段階まで事故が進展した場合をあえて想定し、そのような場合においても、工場等外への影響を可能な限り緩和するため、放射性物質の拡散を抑制する対策を要求しているものである。

第2 原子力災害対策指針について

1 原告の求釈明事項

被告国は、被告国第17準備書面第4の5(2)（28ないし31ページ）において、原子力災害対策指針等を踏まえて、現在の法体系においては、原子力

発電所の敷地外における原子力防災対策が充実・強化されており、十分に実効的であるから、あえて低人口地帯を設定する必要性がないことを主張した。

これに対し、原告は、「被告国の主張からは、どのような種類の放射性物質がどの程度環境中に放出されるか、避難計画に基づく避難によって住民らは被ばくをどの程度避けられるか等が不明である。」として、被告に対し、以下の各事項に対する釈明を求めている（求釈明申立書9ないし11ページ）。

(1) 防災指針（乙A第51号証）について

ア 防災指針（原告のいう「旧指針」。乙A第51号証）において、原発事故によって原発敷地外に、どの核種（①核種）の放射性物質が、それぞれどのくらいの量放出され（②核種ごとの放出量）、それら放射性物質がそれぞれどこまでどのように拡散し（③核種ごとの放出距離、放出の態様）、住民がどの程度被ばくするのか（④住民の被ばく量）、住民の被ばく量を最大でどのくらいに収められると想定しているのか（⑤住民の最大被ばく量）。

また、これらの想定をしていないのか。

イ 前記アの回答の根拠（前記①ないし⑤の各根拠）

(2) 原子力災害対策指針（乙A第52号証）について

ア 原子力災害対策指針（原告のいう「新指針」。乙A第52号証）において、原発事故によって原発敷地外に、どの核種（①核種）の放射性物質が、それぞれどのくらいの量放出され（②核種ごとの放出量）、それら放射性物質がそれぞれどこまでどのように拡散し（③核種ごとの放出距離、放出の態様）、住民がどの程度被ばくするのか（④住民の被ばく量）、住民の被ばく量を最大でどのくらいに収められると想定しているのか（⑤住民の最大被ばく量）。

また、これらの想定をしていないのか。

イ 前記アの回答の根拠（前記①ないし⑤の各根拠）

2 被告国の回答

(1) 前記 1 (1) の求釈明事項に対する回答

防災指針（旧指針）は、原子炉等の設置許可等の申請に対する審査において、原子力施設の安全性を審査する際に用いられる指針等とは異なり、万一、放射性物質の異常な放出が生じるか又はそのおそれがある場合の緊急時において、種々の活動をより円滑に実施できるよう、防護対策を実施する際の指針となるものである（乙A第51号証768及び769ページ）。防災指針（旧指針）の策定に当たっては、原発事故によって敷地外に放出される放射性物質の量等を原発事故の規模や態様等に基づいて具体的に想定することはされていない。

もっとも、防災指針（旧指針）では、防護対策を重点的に充実すべき地域の範囲について技術的側面から検討され、ヨウ素及び希ガスの放出量について、BWR（沸騰水型原子炉）及びPWR（加圧水型原子炉）別に単位放出率当たりの最大線量当量と距離との関連を求め、放出源から8 km及び10 kmの距離において防護対策指標の下限值（外部全身線量当量10 mSv及び小児甲状腺線量当量100 mSv）となるヨウ素及び希ガスの放出量を求めている。その結果、BWRでは、ヨウ素については 1.0×10^{13} ベクレル、希ガスについては 2.6×10^{14} ベクレルがそれぞれ地上100 mの高さから24時間放出された場合、PWRでは、ヨウ素については 2.7×10^{14} ベクレル、希ガスについては 7.8×10^{16} ベクレルが、それぞれ地上60 mの高さから24時間放出された場合、放出源から8 kmの地点における線量が防護対策指標の下限值（外部全身線量当量10 mSv及び小児甲状腺線量当量100 mSv）以内に収められるとされている。（以上につき、乙A第51号証797ないし804ページ）

(2) 前記 1 (2) の求釈明事項に対する回答

原子力災害対策指針（新指針）は、福島第一発電所事故により従来の原子

力防災について明らかになった問題点等を踏まえ、国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を确实なものとするために定められたものである（乙A第52号証1ページ）。原子力災害対策指針（新指針）の策定に当たっては、原発事故によって敷地外に放出される放射性物質の量等を原発事故の規模や態様等に基づいて具体的に想定することはされていない。

もともと、原子力災害対策指針（新指針）の策定後、避難や屋内退避等の防護措置の具体的な策定に当たり、例えば、緊急事態区分の考え方や予防的防護措置として何を行うべきかの検討に資するため、原子力災害事前対策等検討チームの会合において、確率論的安全評価（PSA）手法を用いて防護措置の被ばく低減効果の分析が行われている。同分析では、原子炉内に内蔵される各核種（希ガス、有機ヨウ素、無機ヨウ素、Cs（セシウム）類、Tc（テルル）類、Ba（バリウム）類、Ru（ルテニウム）類、La（ランタン）類）が、地表面と地上40mから大規模放出された場合、防護対策や安定ヨウ素剤の服用を組み合わせることで、放出源から5ないし30kmの範囲においても、実効線量100mSv、甲状腺等価線量50mSvを下回ることが可能であるとされている（「レベル3 PSA手法による防護措置の被ばく低減効果の分析」・乙A第241号証8及び11ないし14ページ）。

以上

略称語句使用一覧表

平成26年(行ウ)第152号
大間原子力発電所建設差止等請求事件
原告:函館市

略語	語彙	書面	ページ
数字			
2号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力」	第5準備書面	28
3号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「その者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。」	第5準備書面	28
4号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」	第5準備書面	26
英字			
IAEA	国際原子力機関	第12準備書面	5
IAEA安全基準	IAEA安全基準「Safety of Nuclear Power Plants: Design, Specific Safety Requirements No. SSR-2/1」	第3準備書面 ※第19準備書面 書面に変更	61
IAEA安全基準SSR-2/1	IAEA安全基準「Safety of Nuclear Power Plants: Design, Specific Safety Requirements No. SSR-2/1」	第19準備書面 ※第3準備書面 書面から変更	13
MS	異常影響緩和系	第11準備書面	12
PS	異常発生防止系	第11準備書面	12
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構	第16準備書面	13
IAEA閣僚会議日本政府報告書	原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書－東京電力福島原子力発電所の事故について	第18準備書面	12
IAEA安全基準	原子力安全に係るIAEAの基準	第19準備書面	13
IAEA核セキュリティ基準	核セキュリティに係るIAEAの基準	第19準備書面	13

IAEA憲章	国際原子力機関憲章	第19準備書面	13
IAEA安全基準NS-R-3(改定第1版)	“Site Evaluation for Nuclear Installations” No.NS-R-3(Rev.1)	第19準備書面	18
IAEA安全基準SSR-1	新に策定されたIAEA安全基準SSR-1“Site Evaluation for Nuclear Installations”	第19準備書面	19
EUR	European Utility Requirements	第19準備書面	19
PWR	加圧水型原子炉	第25準備書面	26
BWR	沸騰水型原子炉	第25準備書面	26
あ			
安全重要度分類	発電用軽水原子炉施設の安全性を確保するために必要な各種の機能について、安全上の見地から定めた相対的重要度	第11準備書面	9
安全審査指針類	旧原子力安全委員会が策定してきた各指針	第5準備書面	36
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)	第3準備書面	11
安全評価指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)	第3準備書面	11
い			
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ	答弁書	27
異常影響緩和機能	発電用原子炉施設の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の拡大を防止し、又は速やかにその事故を収束させることにより、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止し、及び放射性物質が発電用原子炉を設置する工場又は事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止する機能	第10準備書面	7
異常発生防止機能	その機能の喪失により発電用原子炉施設に運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し、これにより公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある機能	第10準備書面	7
伊東弁護士「再論」	伊東良徳弁護士が月刊「科学」2014年3月号(電子版)に掲載した「再論 福島第一原発1号機の全交流電源喪失は津波によるものではない」	第3準備書面	30
入倉氏	入倉孝次郎京都大学名誉教授	第20準備書面	9
お			
大熊町	福島県双葉郡大熊町	第3準備書面	9

屋外火災	屋外における火災	第13準備書面	24
屋内火災	屋内における火災	第13準備書面	24
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第18準備書面	19
か			
改正規則	「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う实用発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則」(令和2年原子力規制委員会規則第3号。	第25準備書面	39
改正原子力基本法	平成24年改正後の原子力基本法	第1準備書面	41
改正原子炉等規制法	平成24年改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5
外部事象	地震などの自然現象と外部人為事象といった発電所外の事象	第10準備書面	6
仮想事故	重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故	第17準備書面	10
核セキュリティ勧告] NFCIRC/225(改訂第5版)	「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」(INFCIRC/225/Revision 5)	第19準備書面	16
火山ガイド	原子力発電所の火山影響評価ガイド	第23準備書面	6
火山ガイド案	平成25年4月10日の原子力規制委員会で取りまとめられた火山ガイドの案	第24準備書面	14
加藤スペクトル	加藤ほか(2004)による「震源を事前に特定できない地震」による震源近傍の観測記録の水平動応答スペクトル	第26準備書面	30
き			
技術基準規則	实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号)	第4準備書面	11
技術基準適合命令	平成24年改正前電気事業法40条に基づく、経済産業大臣による事業用電気工作物の修理、改造、移転、使用の一時停止、使用の制限の命令	第5準備書面	11
技術的能力基準	实用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準	第13準備書面	10
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第7準備書面	13

基準津波	設計基準対象施設の供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	第13準備書面	10
規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和52年法律第80号による改正前のもの)	第6準備書面	16
行訴法	行政事件訴訟法	答弁書	6
緊急時対応	避難計画を含むその地域の緊急時における対応	第12準備書面	12
基本的目標a	立地審査指針1及び2ページの基本的目標のa	第17準備書面	9
基本的目標b	立地審査指針1及び2ページの基本的目標のb	第17準備書面	9
基本的目標c	立地審査指針1及び2ページの基本的目標のc	第17準備書面	9
求釈明申立書	原告の2023年(令和5年)2月21日付け求釈明申立書(立地審査指針及び原子力災害対策指針について)	求釈明回答書	4
け			
原告第2準備書面	原告の平成26年9月30日付け第2準備書面	第1準備書面	8
原告準備書面(5)	原告の平成26年12月18日付け準備書面(5)	第7準備書面	5
原告準備書面(6)	原告の平成27年3月12日付け準備書面(6)	第6準備書面	6
原告準備書面(9)	原告の平成27年9月29日付け準備書面(9)	第7準備書面	5
原告準備書面(10)	原告の平成28年1月19日付け準備書面(10)	第11準備書面	5
原告準備書面(11)	原告の平成27年10月6日付け準備書面(11)	第6準備書面	6
原告準備書面(12)	原告の平成28年1月19日付け準備書面(12)	第6準備書面	6
原告準備書面(13)	原告の平成28年(2016年)1月19日付け原告準備書面(13)	第6準備書面	6
原告準備書面(14)	原告の平成28年4月20日付け準備書面(14)	第17準備書面	5
原告準備書面(15)	原告の平成28年4月20日付け準備書面(15)	第15準備書面	6
原告準備書面(17)	原告の平成28年7月14日付け準備書面(17)	第23準備書面	6
原告準備書面(18)	原告の平成28年10月18日付け準備書面(18)	第16準備書面	8
原告準備書面(19)	原告の平成28年10月18日付け原告準備書面(19)	第9準備書面	6
原告準備書面(20)	原告の平成29年1月18日付け原告準備書面(20)	第13準備書面	7
原告準備書面(21)	原告の平成29年4月21日付け原告準備書面(21)	第17準備書面	5
原告準備書面(22)	原告の平成29年4月21日付け原告準備書面(22)	第12準備書面	5
原告準備書面(35)	原告の令和元年7月9日付け原告準備書面(35)	第19準備書面	5

原告準備書面(37)	原告の令和元年10月30付け原告準備書面(37)	第26準備書面	7
原告準備書面(40)	原告の令和2年9月9日付け原告準備書面(40)	第23準備書面	6
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第5準備書面	12
原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可	第5準備書面	26
原子炉等規制法	平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を区別しないとき	答弁書	5
検討チーム	発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム	第16準備書面	13
原則的立地条件(1)	立地審査指針1ページの原則的立地条件の(1)	第17準備書面	8
原則的立地条件(2)	立地審査指針1ページの原則的立地条件の(2)	第17準備書面	8
原則的立地条件(3)	立地審査指針1ページの原則的立地条件の(3)	第17準備書面	8
原子炉施設等基準検討チーム	発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム	第18準備書面	22
原子力安全基盤機構(2005)	JNHSによる「震源を特定しにくい地震による地震動:2005」	第26準備書面	35
原子力安全基盤機構(2012)	JNESによる安全研究年報(平成23年度)の「I. 3. ③基準地震動の超過確率評価に係わる技術の整備」	第26準備書面	35
こ			
航空機	大型航空機	第13準備書面	12
航空機衝突影響評価	特定重大事故等対処施設における故意による大型航空機の衝突による影響の評価	第13準備書面	12
航空機衝突評価ガイド	実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価に関する審査ガイド	第13準備書面	15
工場等	発電用原子炉を設置する工場又は事業所	第13準備書面	7
後段規制	原子炉の設計及び工事の方法の認可以降の規制	第5準備書面	8
国会事故調	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	第3準備書面	25
国会事故調報告書	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会作成に係る国会事故調報告書	第3準備書面	25
降下火砕物検討チーム	降下火砕物の影響評価に関する検討チーム	第25準備書面	19
さ			
3条委員会	国家行政組織法(昭和23年法律第120号)3条2項に規定される委員会	第22準備書面	7
サイト	原子力施設サイト	第23準備書面	36
産総研	産業技術総合研究所	第25準備書面	17

産総研報告書	産業技術総合研究所による報告書である「吸気フィルタの火山灰目詰試験」	第25準備書面	17
し			
事件性の要件	当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であること	第1準備書面	17
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	第7準備書面	6
地震ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド	第14準備書面	11
地震本部	地震調査研究推進本部	第14準備書面	22
地震本部報告書	『「活断層の長期評価手法」報告書(暫定版)』(平成22年11月)	第14準備書面	22
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省第77号)	第4準備書面	12
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	第7準備書面	6
重大事故等	重大事故とは、発電用原子炉の炉心の著しい損傷又は核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体若しくは使用済燃料の著しい損傷を指し(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号、実用炉則4条)、それに至るおそれがある事故(ただし、運転時の異常な過渡変化や設計基準事故を除く。)とを併せたもの	第8準備書面	5
重大事故等対策	「重大事故の発生防止対策」及び「重大事故の拡大防止対策」を併せて	第7準備書面	7
重大事故等対処設備	重大事故等に対処するための機能を有する設備	第11準備書面	15
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	第7準備書面	7
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	第7準備書面	7
重要度分類指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	第8準備書面	9
手法①	気中降下火砕物濃度の推定方法として原子力規制庁が提案した手法のうち、観測地の外挿による手法	第25準備書面	24
手法②	気中降下火砕物濃度の推定方法として原子力規制庁が提案した手法のうち、降灰継続時間を仮定し、原子力発電所の敷地における堆積量等から気中降下火砕物濃度を推定する手法	第25準備書面	24

手法③	気中降下火砕物濃度の推定方法として原子力規制庁が提案した手法のうち、FALL3Dによる数値シミュレーションを用いて原子力発電所の敷地における気中降下火砕物濃度を推定する手法	第25準備書面	24
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質	第5準備書面	7
常設重大事故緩和設備	重大事故緩和設備のうち常設のもの	第14準備書面	10
常設重大事故防止設備	重大事故防止設備のうち常設のもの	第14準備書面	10
常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	第14準備書面	10
使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23第1項に基づく、発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置	第3準備書面	57
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	第5準備書面	10
昭和38年最高裁判決	最高裁判所昭和38年3月27日大法廷判決(刑集17巻2号112ページ)	第1準備書面	15
昭和39年立地審査指針	原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて(昭和39年5月27日原子力委員会決定。平成元年3月27日一部改訂)	第3準備書面	42
昭和57年最高裁判決	最高裁判所昭和57年9月9日第一小法廷判決(民集36巻9号1679ページ)	第6準備書面	19
審査基準等	「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」	第5準備書面	35
地震等検討小委員会	地震・津波関連指針等検討小委員会	第18準備書面	18
地震等基準検討チーム	発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム	第18準備書面	22
地震本部	文部科学省に設置されている地震調査研究推進本部	第20準備書面	16
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年6月13日法律第79号)	第21準備書面	10
地震動検討チーム	震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム	第26準備書面	7
震源特定せず報告書	全国共通に考慮すべき「震源を特定せず策定する地震動」に関する検討報告書	第26準備書面	7
せ			
政府案	原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案	第1準備書面	51

設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号)	第3準備書面	15
設置許可基準規則の解釈	平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」	第7準備書面	9
設置法	原子力規制委員会設置法	答弁書	30
設置許可基準規則等	原子力規制委員会が定めた設置許可基準規則、同規則の解釈及び審査ガイド等	第18準備書面	5
た			
耐震重要施設	設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの	第14準備書面	8
耐震重要度	設計基準対象施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度	第11準備書面	9
耐震重要度分類	耐震重要度に応じた設置許可基準規則の解釈別記2の2に掲げる分類	第11準備書面	9
竜巻ガイド	原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	第16準備書面	8
耐震指針	改正前を含む「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	第18準備書面	18
大規模損壊	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉の大規模な損壊	第19準備書面	9
田中前委員長	田中俊一前原子力規制委員会委員長	第22準備書面	19
ち			
地域協議会	地域原子力防災協議会	第12準備書面	11
地質審査ガイド	平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」	第7準備書面	9
て			
電中研	電力中央研究所	第25準備書面	17
電中研報告書	平成28年4月に電力中央研究所が公表した報告書である「数値シミュレーションによる降下火山灰の輸送・堆積特性評価法の開発(その2)」	第25準備書面	17
と			

東電	東京電力株式会社	第3準備書面	25
東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震	第3準備書面	9
特重審査ガイド	実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド	第13準備書面	11
東海第二発電所	日本原子力発電株式会社東海第二発電所	第18準備書面	19
な			
仲野意見書	仲野教授の意見書	第6準備書面	6
仲野教授	京都大学仲野武志教授	第6準備書面	6
浪江町	福島県双葉郡浪江町	第3準備書面	9
中田教授	中田節也東京大学地震研究所火山噴火予知研究センター教授	第23準備書面	37
ね			
燃料体	発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質	第5準備書面	31
の			
濃度考え方	気中降下火砕物濃度等の設定、規制上の位置付け及び要求に関する基本的考え方	第25準備書面	31
は			
函館市長	工藤壽樹函館市長	第3準備書面	9
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会から発電用原子炉の設置許可を受けた者	第5準備書面	13
ひ			
被告会社	被告電源開発株式会社	答弁書	5
被告会社準備書面1	被告会社の平成26年9月30日付け準備書面1	第6準備書面	26
被告国第1準備書面	被告国の平成26年12月25日付け第1準備書面	第2準備書面	4
被告国第4準備書面	被告国の平成27年10月6日付け第4準備書面	第6準備書面	21
被告国第5準備書面	被告国の平成28年1月12日付け第5準備書面	第7準備書面	5
被告国第6準備書面	被告国の平成28年7月14日付け第6準備書面	第7準備書面	5
被告国第7準備書面	被告国の平成28年10月18日付け第7準備書面	第8準備書面	5
被告国第12準備書面	被告国の平成30年2月9日付け被告国第12準備書面	第17準備書面	14
被告国第13準備書面	被告国の平成30年5月14日付け被告国第13準備書面	第19準備書面	6
被告国第18準備書面	被告国の令和元年7月17日付け被告国第18準備書面	第19準備書面	12
被告国第11準備書面	被告国の平成29年11月8日付け被告国第11準備書面	第21準備書面	6

被告国第9準備書面	被告国の平成29年4月21日付け被告国第9準備書面	第21準備書面	6
被告国第19準備書面	被告国の令和元年11月6日付け被告国第19準備書面	第21準備書面	6
被告国第10準備書面	被告国の平成29年8月2日付け被告国第10準備書面	第21準備書面	19
被告国第17準備書面	被告国の令和元年7月17日付け第17準備書面	求釈明回答書	4
へ			
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	第3準備書面	9
福島第一発電所事故	平成23年3月11日の福島第一原子力発電所における原子炉事故	第3準備書面	9
双葉町	福島県双葉郡双葉町	第3準備書面	9
福島第一発電所事故の技術的知見	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について(平成24年3月原子力安全・保安院)	第18準備書面	11
福島第二発電所	東京電力株式会社福島第二原子力発電所	第18準備書面	19
藤原氏	藤原広行氏	第20準備書面	24
へ			
米国NRC	アメリカ合衆国原子力規制委員会	第16準備書面	13
平成9年最高裁判決	最高裁判所平成9年1月28日第三小法廷判決(民集51巻1号250ページ)	第6準備書面	20
平成13年3月最高裁判決	最高裁判所平成13年3月13日第三小法廷判決(民集55巻2号283ページ)	第1準備書面	30
平成13年7月最高裁判決	最高裁判所平成13年7月13日第二小法廷判決(訟務月報48巻8号2014ページ)	第1準備書面	24
平成14年1月最高裁判決	最高裁判所平成14年1月22日第三小法廷判決(民集56巻1号46ページ)	第1準備書面	36
平成14年7月最高裁判決	最高裁判所平成14年7月9日第三小法廷判決(民集56巻6号1134ページ)	第1準備書面	18
平成18年耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	第3準備書面	14
平成24年改正	平成24年法律第47号による改正	答弁書	5
平成24年改正前原子力基本法	平成24年改正前の原子力基本法	第1準備書面	41
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5
平成24年改正前電気事業法	設置法による改正前の電気事業法	第5準備書面	6
平成24年審査基準	平成24年9月19日付け審査基準等	第5準備書面	35
平成25年審査基準	平成25年6月19日付け審査基準等	第5準備書面	36

平成18年耐震指針	平成18年改正後の「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」	第18準備書面	18
平成13年耐震指針	平成18年耐震指針以前の平成13年耐震設計審査指針	第20準備書面	19
平成29年改正火山ガイド	平成29年11月に改正された火山ガイド	第25準備書面	7
ほ			
保安院	原子力安全・保安院	第3準備書面	26
本件訴え変更申立書	原告の平成27年7月7日付け訴えの交換的変更申立書(被告国関係)	第4準備書面	6
本件各訴え	本件差止めの訴え及び本件無効確認の訴えを併せるとき	答弁書 ※第4準備書面で変更	5
本件各訴え	本件差止めの訴え及び本件無効確認の訴えを併せるとき	第4準備書面 ※答弁書から変更	7
本件義務付けの訴え	原子力規制委員会が被告会社に対して本件発電所の建設の停止を命ずることの義務付けの求め	答弁書	5
本件原子炉	本件発電所に係る原子炉	答弁書	5
本件原子炉施設	本件発電所に係る原子炉及びその附属施設	答弁書	5
本件工事計画認可申請	被告会社が平成26年12月16日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉施設に係る工事計画認可申請	第4準備書面	12
本件差止めの訴え	原告の本件設置変更許可処分をすることの差止めの訴え	第4準備書面	6
本件設置許可処分	経済産業大臣の平成20年4月23日付け被告会社に対する本件発電所の設置許可処分	答弁書	5
本件設置変更許可処分	原子力規制委員会の本件設置変更許可申請に対する本件原子炉の設置変更許可処分	第4準備書面	6
本件設置変更許可申請	被告会社が平成26年12月16日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉の設置変更許可申請	第4準備書面	6
本件発電所	大間原子力発電所	答弁書	5
本件法律案	「原子力規制委員会設置法案」起草案	第1準備書面	52
本件無効確認の訴え	本件設置許可処分の無効確認の訴え	答弁書	5
防災指針	平成12年に改称された原子力施設等の防災対策について	第17準備書面	28
み			
南相馬市	福島県南相馬市	第3準備書面	33
も			

もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571ページ	答弁書	9
もんじゅ最高裁平成17年判決	差戻し後の上告審である最高裁判所平成17年5月30日第一小法廷判決	第22準備書面	17
や			
山崎教授	山崎晴雄首都大学東京大学院教授	第23準備書面	37
よ			
要対応技術情報	何らかの規制対応が必要となる可能性がある最新知見に関する情報	第23準備書面	39
り			
立地審査の指針2.1	立地審査指針2ページの立地審査の指針の2.1	第17準備書面	10
立地審査の指針2.2	立地審査指針2ページの立地審査の指針の2.2	第17準備書面	10
立地審査の指針2.3	立地審査指針2ページの立地審査の指針の2.3	第17準備書面	10
立地審査指針要求事項①	原則的立地条件(2), 基本的目標a, 立地審査の指針2.1	第17準備書面	13
立地審査指針要求事項②	原則的立地条件(3), 基本的目標b, 立地審査の指針2.2	第17準備書面	13
立地審査指針要求事項③	原則的立地条件(3), 基本的目標c, 立地審査の指針2.3	第17準備書面	14
る			
留萌地震	2004年北海道留萌支庁南部地震	第26準備書面	16
れ			
令和3年改正設置許可基準規則の解釈	令和3年4月21日に改正した設置許可基準規則の解釈	第26準備書面	7
令和3年地震ガイド	令和3年4月21日原規技発第2104217号原子力規制委員会決定による改正後の地震ガイド	第26準備書面	50
レシピ	震源断層を特定した地震の強震動予測手法(「レシピ」)	第15準備書面	23
ろ			
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	第7準備書面	6
炉心損傷防止等有効性評価ガイド	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防災対策の有効性評価に関する審査ガイド	第17準備書面	22